

環境基準値及び排水基準値変更のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、「環境省告示第 94 号（平成 23 年 10 月 27 日）」にて「水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号）」、「環境省告示第 95 号（平成 23 年 10 月 27 日）」にて「地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成 9 年 3 月環境庁告示第 10 号）」、「環境省令第 28 号（平成 23 年 10 月 28 日）」にて「排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）」のそれぞれ一部が改正されました。それに伴い、下記のとおり変更させていただくことになりましたので、ご案内申し上げます。

敬白

記

1. 変更日 平成 23 年 10 月 27 日（木）より

■水質汚濁に係る環境基準および地下水の水質汚濁に係る環境基準

水質環境基準健康項目のうち、カドミウムの基準値及び報告下限値を変更させていただきます。

検査項目	変更箇所	新	旧	検査案内掲載頁 「計量編」
カドミウム	基準値	0.003mg/L	0.01mg/L	p1 環-1, p5 地-1
	報告下限値	0.0003mg/L	0.001mg/L	——

■計量方法の変更

「昭和 46 年環境省告示第 59 号」の付表 8 に「カドミウムの測定方法の準備操作」が挿入されたため、これまでの付表 8 以降が順次繰り上げられます。

検査項目	変更箇所	新	旧	検査案内掲載頁 「計量編」
浮遊物質（SS）	計量方法	昭和 46 年環境省告示 第 59 号 付表 9	昭和 46 年環境省告示 第 59 号 付表 8	p2 環-31
浮遊物質 [SS]		昭和 46 年環境省告示 第 59 号 付表 9	昭和 46 年環境省告示 第 59 号 付表 8	p4 排-31
n-ヘキサン抽出物質		昭和 46 年環境省告示 第 59 号 付表 11	昭和 46 年環境省告示 第 59 号 付表 10	p2 環-32

※略号で（ ）は官報・通知に記載されたものです。[]は慣用略号又は弊社独自の略号です。

2. 変更日 平成 23 年 11 月 1 日（火）より

■排水基準

1,1-ジクロロエチレンの水質基準が緩和されます。報告下限値はこれまでどおり、0.02mg/L まで測定させていただきます。

検査項目	変更箇所	新	旧	検査案内掲載頁 「計量編」
1,1-ジクロロエチレン	基準値	1 mg/L	0.2mg/L	p3 排-15

以上